

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月9日

神奈川県内広域水道企業団

企業長 城 博 俊

神奈川県内広域水道企業団規則第3号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和44年神奈川県内広域水道企業団規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(条件付採用の期間の延長)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 <u>職員(会計年度任用職員を除く。)</u>が、<u>条件付採用の期間中において、正式採用になるための能力の実証が十分でない</u>と認めるときは、<u>条件付採用の期間の開始後1年を超えない範囲で、その条件付採用の期間を延長することができる。</u></p> <p>3 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する<u>第1項</u>の規定の適用については、同項中「6月間」とあるのは「1月間」と、「90日」とあるのは「15日」と、「条件付採用の期間の開始後1年」とあるのは「当該職員の任期」とする。</p>	<p>(条件付採用の期間の延長)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する<u>前項</u>の規定の適用については、同項中「6月間」とあるのは「1月間」と、「90日」とあるのは「15日」と、「条件付採用の期間の開始後1年」とあるのは「当該職員の任期」とする。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。